

## 阪南市農業委員会委員募集要項

### 1 募集人数

14名

### 2 任用期間

令和8年7月15日から令和11年7月14日まで

### 3 身分

阪南市の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

### 5 委員報酬

年額:180,000円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (4) 阪南市暴力団排除条例（平成24年12月28日阪南市条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者

### 7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により、阪南市農業委員会事務局まで提出ください。

なお、推薦及び応募書類は返却しませんのでご了承ください。

#### (1) 推薦及び応募申込書

農業者等(個人)が推薦する場合【様式1】

法人又は団体が推薦する場合【様式 2】

応募する場合【様式 3】

(2) 様式の入手方法

阪南市農業委員会事務局に備えるほか、ホームページからもダウンロードできます。

(3) 添付書類

ア 被推薦者又は応募者の住民票(発行後3箇月以内のもの)

イ 被推薦者又は応募者が認定農業者(農業経営改善計画認定申請書提出済みの者(以下「認定申請中の者」という)を含む)である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し。

ただし、認定申請中の者については阪南市農業委員評価委員会の開催日前日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

## 8 受付期間

令和8年3月16日(月)から令和8年4月10日(金)まで【必着】

※持参される場合は、市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分までに提出してください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に阪南市のホームページにより公表します。

## 9 選定方法

阪南市農業委員評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。

(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

結果については、6月下旬以降に阪南市のホームページ及び市役所掲示場により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

## 10 推薦及び応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒 599-0292

阪南市尾崎町35-1

阪南市農業委員会事務局

電話 072 - 471 - 5678 (内線3304・3305)

072 - 489 - 4539 (直通)

## 11 その他

受付期間の中間及び期間終了後に阪南市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募書類をもとに下記の内容を公表します。

- (1) 推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者(法人又は団体)については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を阪南市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が阪南市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数